

平成19年11月29日

(案)

公的年金財政状況報告 —平成17年度— (要旨)

1 財政収支

○公的年金制度全体の財政収支状況

—給付費は42.8兆円—

公的年金制度全体でみると、17年度の収入は保険料収入26.3兆円、国庫・公経済負担6.8兆円等、支出は年金給付費42.8兆円等となっている。17年度末の積立金は、簿価ベースで193.2兆円、時価ベースで204.9兆円であり、時価ベースで初めて200兆円を超えた(図表1、本文図表2-1-1)。

○保険料収入 —全制度で増加—

保険料収入は、厚生年金20.1兆円、国共済1.0兆円、地共済3.0兆円、私学共済0.3兆円、国民年金1.9兆円であった(本文図表2-1-4)。17年度は、16年度に減少した国共済と国民年金が増加に転じ、すべての制度で増加した。

○給付費

—国共済以外の被用者年金、基礎年金で増加—

給付費^注は、厚生年金22.0兆円、国共済1.7兆円、地共済4.3兆円、私学共済0.2兆円、国民年金の国民年金勘定2.0兆円、基礎年金勘定12.6兆円であった(本文図表2-1-12)。国共済以外の被用者年金で増加が続いている。国民年金では、基礎年金勘定で大幅な増加が続く一方で、国民年金勘定では一貫して減少傾向が続いている。

注 各制度の給付費は、基礎年金相当給付費(旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる分)を含む。国民年金勘定の給付費は主として旧法国民年金の給付費、基礎年金勘定の給付費は基礎年金給付費である。

○積立金

積立金^注は、厚生年金132.4兆円[140.3兆円]、国共済8.8兆円[9.2兆円]、地共済38.8兆円[41.5兆円]、私学共済3.3兆円[3.5兆円]、国民年金勘定9.2兆円[9.7兆円]、基礎年金勘定0.7兆円であった。(本文図表2-1-15)。なお、厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

注 数値は簿価ベース、[]内は時価ベースである。時価評価の方法については本文図表2-1-17参照。

図表1 財政収支状況 —平成17年度—

| 区 分 | | 公的年金 制度全体 |
|--------------|------------------|--------------|
| | | 億円 |
| 収入総額 | 簿価ベース | 491,685 |
| | 時価ベース | [594,555] |
| 保険料収入 | | 263,242 |
| 国庫・公経済負担 | | 68,368 |
| 追加費用 | | 16,599 |
| 運用収入 | 簿価ベース | 37,124 |
| | (再掲 年金資金運用基金納付金) | (8,122) |
| | 時価ベース | [139,550] |
| 積立金相当額納付金 | | 1,382 |
| 職域等費用納付金 | | 2,955 |
| 解散厚生年金基金等徴収金 | | 34,568 |
| 積立金より受入 | | 67,036 |
| その他 | | ※ 412 |
| 支出総額 | | 475,344 |
| 給付費 | | 427,694 |
| その他 | | 47,650 |
| 収支残 | | |
| | 簿価ベース | 16,341 |
| | 時価ベース | [119,211] |
| 年度末積立金 | | |
| | 簿価ベース | 1,931,622 |
| | 時価ベース | [2,049,051] |

注 公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとりである基礎年金拠出金、基礎年金交付金、財政調整拠出金、年金保険者拠出金(国共済組合連合会等拠出金収入)について、収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他(※)には、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」15,489億円を除いた額を計上している。なお、支出のその他には、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の財政融資資金繰上償還等資金財源が含まれている。

○単年度収支状況

単年度収支状況は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」及び基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。公的年金制度全体の単年度の収入総額は、簿価ベースで 42.5 兆円、時価ベースで 52.8 兆円、単年度の支出総額は 47.5 兆円となっている（図表 2、本文図表 2-1-3）。

単年度収支残^注は、簿価ベースで 5.1 兆円の赤字、時価ベースで 5.2 兆円の黒字となっている。平成 16 年改正により積立金を活用する有限均衡方式による財政運営に変わっており、財政再計算において改正内容を織り込んであらかじめ見込まれていた状況と比較して評価する必要がある。

注 公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の事業運営では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、単年度収支残（図表 2）は、事業運営の結果を示す決算の収支残（図表 1）とは異なるものである。

2 被保険者

○被保険者数 —厚生年金、私学共済で増加—

被保険者数は、被用者年金が、厚生年金 3,302 万人、国共済 108 万人、地共済 307 万人、私学共済 45 万人の計 3,762 万人、国民年金第 1 号被保険者が 2,190 万人、第 3 号被保険者が 1,092 万人で、公的年金制度全体では 7,045 万人であった（図表 3、本文図表 2-2-1）。17 年度は、厚生年金と私学共済で増加し、被用者年金制度計で 1.3% 増加した。一方、国民年金第 1 号被保険者は 1.2% 減少し、公的年金制度全体では 0.2% 増加した。

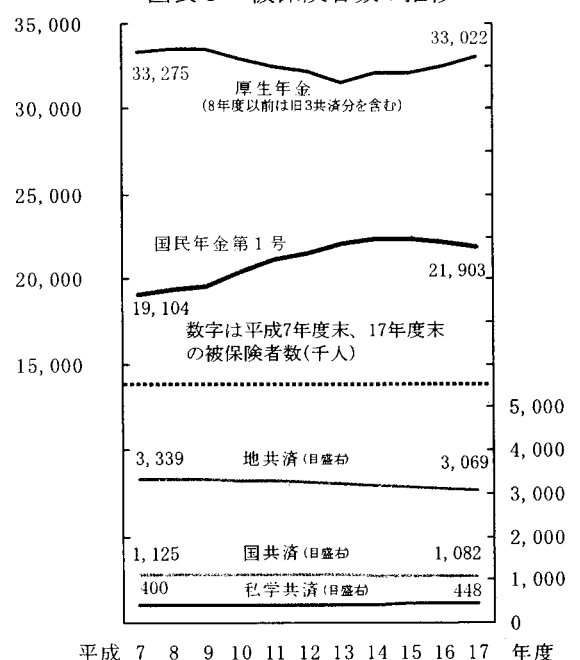
図表 2 単年度収支状況 —平成17年度—

【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

| 区 分 | | 公的年金 制度全体 |
|--------------|---------------------------|--------------|
| | | 億円 |
| 収（単年度） | 総額 | 424,650 |
| | 簿価ベース | [527,519] |
| | 時価ベース | |
| | 保険料収入 | 263,242 |
| | 国庫・公経済負担 | 68,368 |
| | 追加費用 | 16,599 |
| | 運用収入 | 37,124 |
| | 簿価ベース （再掲 年金資金運用基金納付金） | (8,122) |
| | 時価ベース | [139,550] |
| | 積立金相当額納付金 | 1,382 |
| 職域等費用納付金 | 2,955 | |
| 解散厚生年金基金等徴収金 | 34,568 | |
| その他 | 412 | |
| 支（単年度） | 総額 | 475,344 |
| | 給付費 | 427,694 |
| | その他 | 47,650 |
| 単年度収支残 | | △ 50,694 |
| 簿価ベース | | [52,175] |
| 時価ベース | | |
| 年度末積立金 | | 1,931,622 |
| 簿価ベース | | [2,049,051] |
| 時価ベース | | |

注 公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとりである基礎年金拠出金、基礎年金交付金、財政調整拠出金、年金保険者拠出金（国共済組合連合会等拠出金収入）について、収入・支出両面から除いている。

図表 3 被保険者数の推移 千人



○1人当たり標準報酬額 —男女間の差が小さい国共済と地共済—

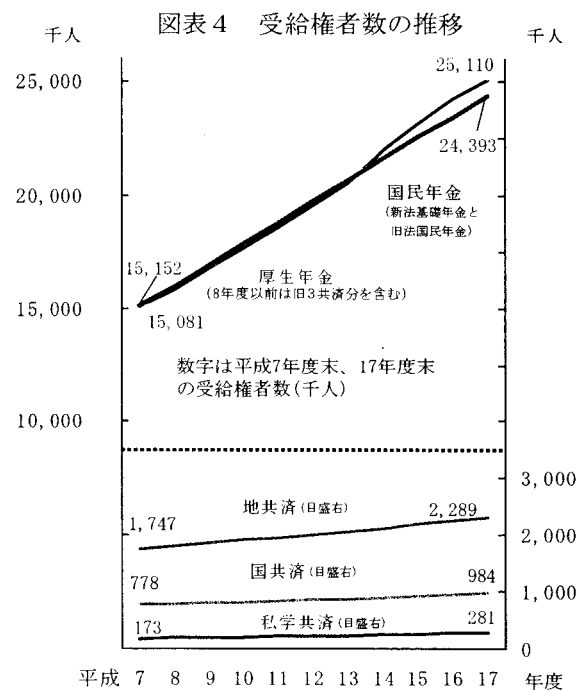
1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）は、厚生年金 31.3 万円、国共済 40.9 万円、地共済 45.5 万円、私学共済 37.0 万円であった（本文図表 2-2-9）。一方、賞与も含めた1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）は、厚生年金 37.4 万円、国共済 54.6 万円、地共済 60.3 万円、私学共済 49.0 万円であった（本文図表 2-2-10）。国共済と地共済は、厚生年金や私学共済に比べて男女間の差が小さい。

注 平成 15 年度から総報酬制が導入された。

3 受給権者

○受給権者数 —各制度とも増加が続く—

受給権者数は、厚生年金 2,511 万人、国共済 98 万人、地共済 229 万人、私学共済 28 万人、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）2,439 万人であった（図表 4、本文図表 2-3-1）。何らかの公的年金の受給権を有する者は 3,287 万人である。各制度とも増加を続けているが、被用者年金では 16 年度までに比べ伸び率は鈍化している。



○老齢・退年相当の年金の平均年金月額

老齢・退年相当^{注1}の年金の平均年金月額^{注2}（老齢基礎年金分を含む）は、厚生年金（厚生年金基金代行分も含む）16.5 万円、国共済 20.9 万円、地共済 22.3 万円、私学共済 20.7 万円、国民年金（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金）5.3 万円であった（本文図表 2-3-14）。被用者年金では、私学共済が数年ぶりに増加したほか、他制度の減少も小幅に留まった。一方、国民年金は増加を続けている（本文図表 2-3-16）。

注 1 老齢・退年相当とは、被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置（現在は 20 年以上）及び中高齢の特例措置（15 年以上）も含む）新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。

注 2 比較に際しては、共済年金には職域部分が含まれること、男女比や平均加入期間に制度間で差があることに留意が必要である。

4 財政指標

○年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

年金扶養比率^注は、厚生年金 2.87、国共済 1.71、地共済 1.95、私学共済 5.02、国民年金 2.87 であり、各制度とも一貫して低下してきている(本文図表 2-4-2、2-4-3)。年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

注 被保険者数の受給権者数(老齢・退年相当の受給権者数)に対する比。

○総合費用率

総合費用率^注は、厚生年金 17.8%、国共済 16.7%、地共済 16.2%、私学共済 11.8% であった(本文図表 2-4-8、2-4-9)。16 年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整が行われ、17 年度に満年度化したことなどから、国共済の総合費用率は 2 年連続の低下となった。

注 実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分の標準報酬総額に対する比率。
厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

5 平成 16 年財政再計算における将来見通しとの比較

○保険料収入

保険料収入は、厚生年金は実績^{注1}が将来見通し^{注2}を上回ったが、国共済+地共済^{注3}、私学共済、国民年金は下回った(本文図表 3-2-1)。上回った割合は、厚生年金は 1.1% であった。一方、下回った割合は、国共済+地共済 2.3%、私学共済 0.3%、国民年金 5.8% であった。

注1 厚生年金については、「実績推計」(本文 90 頁参照)で比較している。以下においても同様である。

注2 将来見通しは、平成 16 年財政再計算における将来見通しに平成 16 年改正後の基礎年金の国庫・公経済負担の引上げを反映させた加工値(本文 91 頁参照)である。以下においても同様である。

注3 国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、財政再計算では両者の財政を一体として扱った将来見通しが示されている。ここでは、国共済と地共済の合算分を「国共済+地共済」と表記している。

○被保険者数

被保険者数は、厚生年金、私学共済、国民年金(基礎年金)は実績が将来見通しを上回っているが、国共済+地共済は下回った(本文図表 3-2-2)。上回った割合は、厚生年金 1.5%、私学共済 1.3%、国民年金(基礎年金) 0.5% であった。一方、国共済+地共済は実績が将来見通しを 0.3% 下回った。

○実質的な支出額

実質的な支出額^注は、厚生年金、私学共済は、実績が将来見通しを上回ったが、国共済+地共済、国民年金は下回った(本文図表 3-2-5)。上回った割合は、厚生年金 2.2%、私学共済 1.0%であった。一方、下回った割合は、国共済+地共済 1.2%、国民年金 4.0%であった。

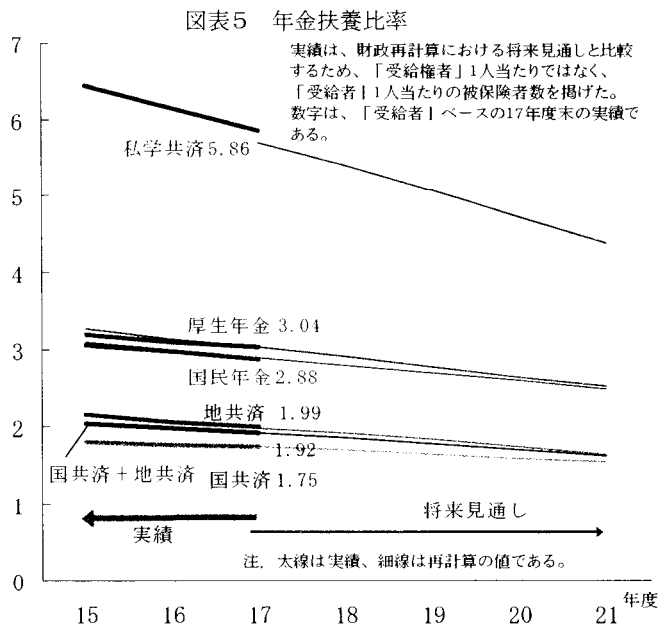
注 支出のうち、保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる部分。

○受給者数

受給者数は、厚生年金、国共済+地共済、私学共済は実績が将来見通しを下回ったが、国民年金(基礎年金(基礎年金相当受給者を含む))は上回った(本文図表 3-2-6)。下回った割合は、厚生年金 2.5%、国共済+地共済 3.0%、私学共済 1.5%であった。一方、国民年金(基礎年金)は 1.4%上回った。

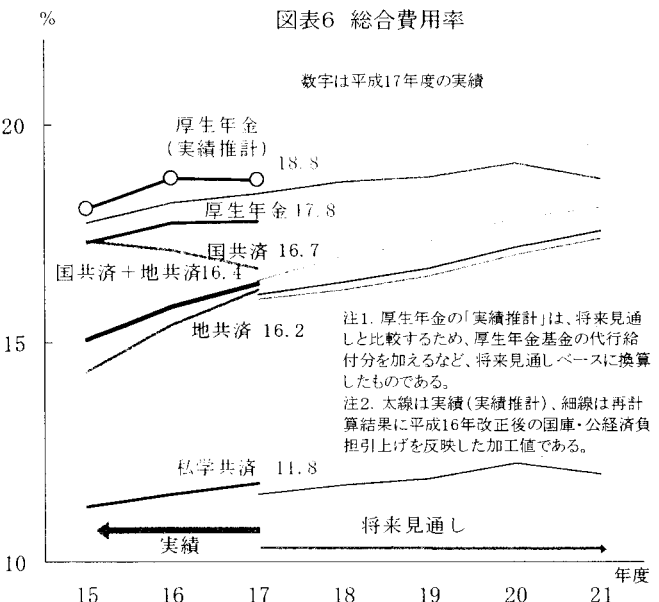
○年金扶養比率

年金扶養比率は、厚生年金、国共済+地共済、私学共済は実績が将来見通しを上回り、国民年金は下回った(図表 5、本文図表 3-3-1)。上回った幅は、厚生年金 0.01 ポイント、国共済+地共済 0.01 ポイント、私学共済 0.16 ポイントであった。



○総合費用率

総合費用率は、厚生年金、国共済+地共済、私学共済、いずれも実績が将来見通しを上回った(図表 6、本文図表 3-3-4)。上回った幅は、厚生年金 0.3 ポイント、国共済+地共済 0.2 ポイント、私学共済 0.2 ポイントであった。



6 実績と平成16年財政再計算の将来見通しとの乖離分析

○積立金の実績と将来見通しとの乖離分析

被用者年金制度において、積立金は実績が将来見通しを上回っており、名目運用利回りが将来見通しを上回ったことが大きく寄与している（本文図表3-4-3）。さらに細かくみると、名目賃金上昇率が将来見通しを下回ったことが、積立金を減らす方向に作用している（本文図表3-4-6）。時価ベースでみた場合、各共済の積立金は簿価ベースより大きくなり、将来見通しとの乖離は一層大きくなっている。

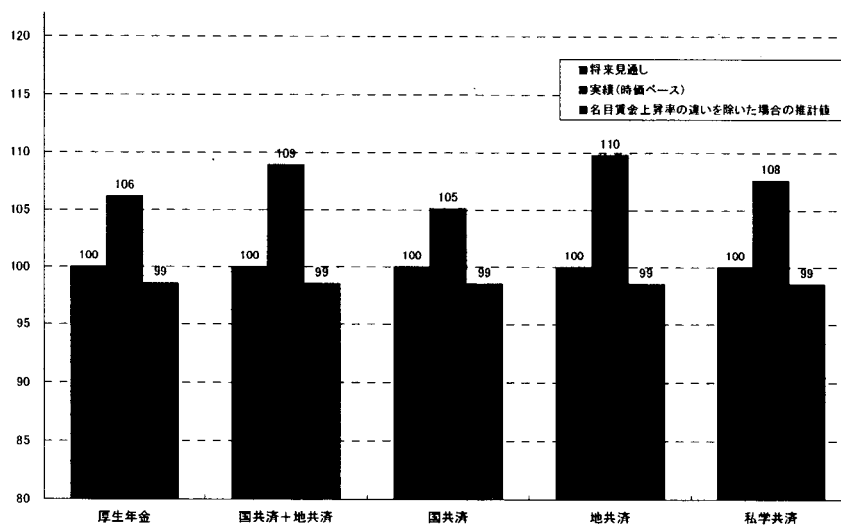
（「実質」でみた財政状況）

公的年金では、保険料や給付費など収支両面とも長期的には概ね名目賃金上昇率に応じて増減することから、積立金に名目賃金上昇率の要因による乖離が生じても、実質賃金上昇率等が変わらなければ、名目賃金上昇率の違いは長期的には財政的にあまり影響がないと考えられる。

名目賃金上昇率の違いを除いた場合の推計値^注を実績の積立金と比較すると、各制度とも、実質的な運用利回りが将来見通しを上回ったことによって、大きくプラスである（図表7、本文図表3-4-7）。これは、年金財政の観点から見れば、実績の方が将来見通しよりも良い方向に推移していることを意味している。

注 平成16年財政再計算における将来見通しについて、名目賃金上昇率を、財政再計算の前提の数値から実績の数値に置き換えて算出した推計値。

図表7 積立金の実績と平成16年財政再計算における将来見通しとの乖離状況
【将来見通しの平成17年度を基準（=100）にして表示】



（参考）図表の見方

- ・「実績」（中央の棒グラフ）と「名目賃金上昇率の違いを除いた場合の推計値」（右端の棒グラフ）の差が、前述の「実績の方が将来見通しよりも良い方向に推移していること」を表している。

○収支比率^注の実績と将来見通しとの乖離分析

被用者年金制度において、収支比率は実績が将来見通しを下回ったが、その乖離の大部分は、各制度とも、17年度の運用収入が将来見通しを上回ったことにより発生したものである（本文図表 3-5-2）。

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」の「保険料収入＋運用収入」に対する百分比。

○積立比率^注の実績と将来見通しとの乖離分析

被用者年金における積立比率（時価ベース）は、厚生年金では実績が将来見通しを下回り、国共済＋地共済及び私学共済では実績が将来見通しを上回った。これらの乖離は、厚生年金では17年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の乖離による分が大きく、国共済＋地共済及び私学共済では17年度の「前年度末積立金」の乖離による分が大きい（本文図表 3-5-5）。

注 前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比。